

社会福祉法人同仁会役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会（以下「当法人」という。）定款第5条及び第16条の規定に基づく、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(常勤の理事の報酬)

第2条 常勤の理事（職員を兼ねない常勤専任の理事）には、別表1に定める報酬を支給する。

(非常勤の役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員等には、別表第2に定める報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ねる理事には、役員報酬は支給しない。

(役員等の旅費)

第5条 役員等が評議員会又は理事会の会議に出席したとき及び役員等が必要な業務従事又は研修会等に参加するために旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、次の各号に掲げる交通機関利用料（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、タクシー利用料）、宿泊料、会議等の負担金、駐車料金及び自家用自動車を利用した場合の当該自家用自動車の借り上げ経費とする。

(1) 鉄道賃は、次により支給する。

区 分	内 容
旅客運賃	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)
急行・特急料金	路線ごとに片道50km以上の急行又は特急料金
グリーン料金	路程ごとに片道 100km以上のグリーン料金
座席指定料金	路程ごとに片道 100km以上の座席指定料金

(2) 船賃は、次により支給する。

区 分	内 容
旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃含む)	路程に応じた旅客運賃(運賃に階級がある場合は上級の運賃)
寝台料金	現に支払った寝台料金
特別船室料金	現に支払った特別船室料金
座席指定料金	現に支払った座席指定料金

(3) 航空賃は、国内旅行にあつては北海道、沖縄に旅行する場合及び理事長が認める場合に限り支給し、現に支払った旅客運賃により支給する。

(4) バス賃及びタクシー料金は、乗車する路程が2Km以上ある場合に支給し、現に支払った旅客運賃による。

(5) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり次により支給する。この場合、表中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市その他これらに準ずる地域で理事長が認める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

区 分	宿 泊 料
甲地方	16,500円

乙地方	14,900円
-----	---------

- (6) 宿泊施設が指定されている会議等に参加する場合において、前号に規定する宿泊料を超える金額のときは、当該金額を支給する。
- 3 自家用自動車を利用した場合は、当該自家用自動車の借り上げ経費として、次により支給する。この場合、走行距離のKm未満は切り捨てるものとする。
- (1) 走行距離が50Km未満のとき
1,000円
- (2) 走行距離が50km以上のとき
- ア 燃料費 走行距離 (Km) × 15円
- イ 車両経費
- (ア) 走行距離 50km以上100km未満の場合 1,000円
- (イ) 走行距離100km以上150km未満の場合 2,000円
- (ウ) 走行距離150km以上200km未満の場合 3,000円
- (エ) 以下50Km増える区分毎に1,000円加算
- ウ 高速道路使用料 (現に支払った金額)
- 4 理事長は、旅費の支給を受けようとする役員等及び概算払に係る旅費の支給を受けその精算をしようとする役員等に、当該旅費の支払又は清算に必要な第2項第2号から第4号まで、同項第6号及び前項第2号ウに規定する現に支払った料金が確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 旅費の算定の起点は、自宅とする。
- 6 当法人の職員と兼務する理事が出張した場合において、第1項の規定に基づく出張の場合はこの規則の規定を適用し、職員として出張した場合は社会福祉法人旅費規程を適用する。
- (報酬等の支給方法)
- 第6条 常勤理事の報酬及び旅費の支給時期は、職員に準ずる。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬及び旅費は、次の各号により支給する。
- (1) 会議出席に伴う報酬及び旅費は、当該会議に出席した都度支給する。
- (2) 業務従事又は研修会等参加に伴う報酬及び旅費の支給時期は、職員の例に準ずる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- (報酬の日割り計算)
- 第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
- (端数の処理)
- 第8条 前項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げる。
- (公表)
- 第9条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。
- (改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

この規則は、平成29年6月17日から施行する。

別表 1

常勤役員の報酬等

1 報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
常務理事	月額 450,000円
理事	月額 400,000円

2 通勤手当

社会福祉法人給与規則第13条に準じて支給する。

別表 2

非常勤役員の報酬

1 評議員

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日額 12,500円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1時間あたり6,250円

2 理事

区 分	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 12,500円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1時間あたり6,250円

3 監事

区 分	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 12,500円
監事監査の実施	1時間あたり6,250円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1時間あたり6,250円